

申告が必要です

平成19年度住民税を、税源移譲前の税率を適用した額まで減額し、減額後の税額とすでに納付済みの税額との差額が還付されます。

対象となる方

平成18年中に所得があり、所得税が課税されていたが、平成19年中には所得が減少し、所得税の課税がされなかった方

ただし、次の方は対象外となります。

申告分離課税分の所得税が課税されている方
寄付金控除や生命保険料控除など、人的控除（扶養控除・障害控除等）以外の控除額の増加や、住宅ローン控除等によって所得税が課税されない方

平成19年中に亡くなられた方

平成20年1月1日現在、国内に居住されていない方

申告期間 平成20年7月1日～31日まで

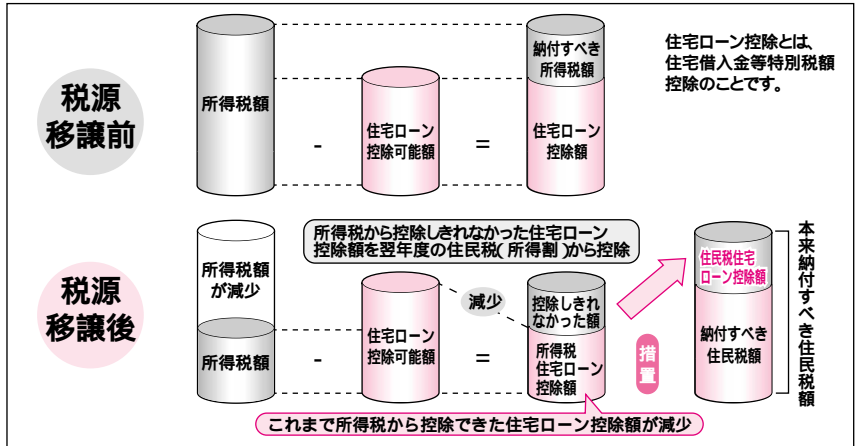
申告手続 「平成19年度分町・県民税減額申告書」を平成19年度の住民税を課税した市区町村へ提出

減額申告書の配布については、次月以降の広報でお知らせします。☎ 町税務課内2152

「住宅ローン控除」を受けている方へ

国から地方への税源移譲により、所得税が減額され、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

この控除額の減少分は「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで、平成20年度分以降の住民税から控除することができます。今回は、その概要についてお知らせします。



住宅ローン控除減少分を住民税から控除するには？

対象となる方	次の要件すべてを満たす方 すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方 平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方 税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除の金額が発生した方
計算方法	住宅ローン控除額 = (1) X (2) のいずれか少ない金額 - 税源移譲後の税率で算出した19年分の所得税額 (1) 住宅借入金等特別税額控除可能額 (2) 税源移譲前の税率で算出した19年分の所得税額
申告先	「住宅借入金等特別税額控除申告書」1を下記のいずれかに提出していただきます。 町税務課 給与所得者で年末調整が済んでいる方（源泉徴収票を添付） 税務署 確定申告を行う方
申告期限	町役場・税務署ともに平成20年3月17日(月) 該当する方については、毎年の申告が必要になります。
適用となる期間	平成20年度分～平成28年度分の住民税に適用されます。

1 申告書には、「給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用」と「確定申告書を提出する納税者用」の2種類ありますので、ご注意ください。

・申告書の配布場所

役場税務課窓口、または町ホームページから様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

町ホームページ <http://www.town.saitama-ina.lg.jp>

・確定申告をされる方は、所得税の住宅ローン控除申告書および年末残高証明書のコピーをあらかじめ準備しておくことと便利です。

また、源泉徴収票も大切に保管してください。申告書作成時に金額等を転記し、申告書と合わせて提出する必要があります。

平成19年度 給与所得の源泉徴収票

(参考)

給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」(上記見本のA欄)が記載され、この金額が源泉徴収票の見本のB欄より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

なお、平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。新たに所得税の住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所管の税務署にお問い合わせください。

右記、ともに該当する場合は、住民税は最高2万5千円、所得税は最高5万円が控除されます。

ただし、1つの損害保険契約などで「地震保険料」と「長期損害保険料」の両方を支払っている場合には、いずれか有利な方を選択することになりますので、ご注意ください。

経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等については、従前の損害保険料控除が受けられます。(住民税は最高1万円、所得税は最高1万5千円)

「地震保険料控除」が創設されました。

所得税は平成19年分、住民税は平成20年度分から適用されます。

地震保険料控除制度が創設されました

所得税の還付申告はお早めに

1月4日(上尾税務署で受付開始)

年末調整ではできない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。

医療費控除 あなたがご自分やご家族(同一生計)の病気やけがなどにより支払った医療費が一定額以上あるとき

住宅借入金等特別控除 住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、増改築をした場合で一定の要件に該当するとき

会社などを中途退職した方 平成19年中に会社などを退職した後、再就職していないとき

還付申告の受付 上尾税務署では1月4日から

ら還付申告書の提出ができません。また、町でも次の日程で受け付けます。ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは、受け付けできませんので上尾税務署へ提出してください。

受付日時 2月7日(木)・2月8日(金) 9時～15時30分
場所 総合センター2階 多目的ホール
☎ 税務課町民税係 内2152

上尾税務署個人課税第一部門(申告案内窓口) ☎770 1804
上尾市大字西門前577番地
還付申告をすることが

償却資産の申告は1月31日(木)までに

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に1月31日までに申告することになっています。

申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方。

(なお、1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。)

償却資産の種類

- 構築物** 広告塔、看板、門、塀、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置** コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具** ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品** 机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、金型など

申告を要しない資産

耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で損金算入したもの。

- 取得価額が20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの。
- 家庭用に使用される資産
- 自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など
- ☎ 税務課固定資産税係内2154

町税等の納期のお知らせ

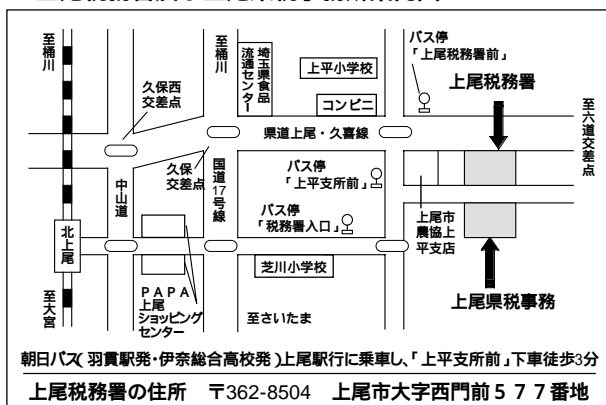
納付は納期限までにお忘れなく

- 納付期限 1月31日**
- 町県民税 4期
- 国民健康保険税 7期
- 介護保険料 7期

納期内の納付にご協力ください。町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱金融機関でお申し込みください。口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課内2143

上尾税務署及び上尾県税事務所案内図



できる要件等詳しくは、上尾税務署にお問い合わせください。上尾税務署からのお願い
確定申告書等については、ご自分で作成し、郵送等で提出していただく「自書申告」をお願いしています。

日曜日の相談・申告受付を

2月24日と3月2日に実施

上尾税務署では、今年の確定申告期間中は、平日以外でも、標記の日曜に限り、税務署において確定申告の相談・申告書の受付を行います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

なお、当日は混雑が予想されます。

「関東信越税理士会」無料税務相談

日時 2月1日(金)～15日(金) (土・日曜、祝日を除く)
2月1日は研修のため相談を受け付けられない場合があります。

場所 最寄りの各税理士事務所

対象 年金受給者(年金収入が600万円以下) 給与所得者(給与収入600万円以下)で医療費控除を受けよ

☎ 部 ☎ 部 ☎ 部
776 776 776
832 877 832

☎ 部 ☎ 部 ☎ 部
776 776 776
832 877 832